

平成二十八年十一月十六日

衆議院文部科学委員会議事録 ※一部編集

## ① 道徳教育の充実と「いじめ問題」について

○池田佳隆委員 皆さん、おはようございます。

自由民主党の池田佳隆でございます。

まずは、本日、このような質問の機会をいただきまして、関係各位の皆様方に心から感謝を申し上げます。

私が、青年会議所時代から衆議院議員として活動する今日に至るまで一貫して追求してきたことは、「独立自尊の精神と良心が織りなす「心」ある国日本の創造」であります。私が教育政策に強い関心を持っており、このライフワークにとつて最も大切なことが、志を育む教育であるからであります。そこで、本日は、この観点から、初等中等教育から高等教育にかけて、幾つかのポイントに絞って質疑をしたいと思っております。松野文部科学大臣、義家文部科学副大臣、そして文部科学省の関係局長、どうぞよろしく

お願いを申し上げます。

まずは、道徳教育の充実と「いじめ問題」について伺いをさせていただきます。

平成十九年に教育再生会議が「徳育の教科化」を提唱してから十年、いよいよ、平成三十年度から道徳が「特別の教科」となります。道徳教育の充実、青年会議所の運動においても最も重視してきたことの一つでもあります。今回の道徳の教科化には非常に大きな意義を感じているところでございます。

教育で大切なことは、日本人が長年培ってきた道徳的価値観を教えること、自立した個人として健全な自主性を育むことであり、小学校低学年から、「うそをついてはいけません」、「人の物を盗んではいけません」、「他人の悪口を言っではいけません」などと「ならぬことならぬ」としつかり教えるながら、発達の段階に応じて、道徳的価値を多面的に捉えたり、他人事ではなく自分事として道徳的な葛藤を考えたりするといった道徳教育の充実が今こそ求められていると思っております。

この道徳の教科化については、道徳を教え

る立場である教員の資質や教材の充実、その積極的な活用など、課題も山積です。しかし、その分、今こそ道徳教育の充実のための創意工夫のしがいがあるのではないのでしょうか。例えば、「いじめ問題」。具体的な事例に即して、いじめをしたらどうという罰を受けるのか、「いじめてはいけない」という道徳的価値は理解しているのになぜ実現できないのか、「友情や信頼」と「社会正義」といった道徳的価値同士の衝突についてどう考えるのかなど、道徳を考えさせる大事な題材ではないかと思っております。

そこで、松野文部科学大臣にお尋ねをいたします。

道徳教育において、例えば「いじめ問題」などの具体的な事例に即して、道徳的価値の葛藤などを自分事として考えるといった学校現場の創意工夫を引き出すことこそが、道徳を教えるうえで非常に重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○松野国務大臣 おはようございます。

池田先生から御指摘、御提言をいただきま

したいじめの問題は大変深刻な問題であり、私自身も胸を痛めるものであります。

学校における子供たちは、社会における私たち大人よりも守られています。社会においての大人は、これはもう法律があり、事案によっては警察や裁判所があり、こういった社会の中で守られているわけであり、すけれども、必ずしも学校において子供たちを守るといふ機能が十分ではない、このことはしっかりと受けとめていかなければいけないと思います。

その考えによって、昨年三月、道徳を特別の教科とするための学習指導要領等の一部改正を行いました。この中で、道徳教育の指導内容がいじめ防止にも資することとなるよう留意することが明記をされております。このため、いじめについては、いじめをしてはいけないということを理解させるだけにとどまらず、一人一人の児童生徒が自分のこととして考え、議論することが求められると考えております。

こうした授業を行うためには、児童生徒の発達段階や学級の状況などに配慮しつつ、御

指摘のように、いじめに関する問題について具体的な事例を題材として活用することは大変有効であると考えております。

去る十一月二日に、いじめ防止対策協議会から、いじめの防止等の対策にかかわる提言をいただき、その中で、道徳教育の充実についても言及されたところです。こうしたことも受けて、近々、私自身が、学校の先生に向けて、道徳教育を充実するためのメッセージを発信したいと考えています。

その中でお伝えをしたいこととしては、道徳の授業の中でいじめに関する具体的な事例を取り上げて、例えば、どのようなことがいじめになるのか、なぜいじめが起きるのか、なぜいじめをしてはいけないのか、なぜいじめはいけないとわかっていてもとめられなかったりするのか、どうすればいじめを防ぐこと、解決することができるのか、いじめにより生じた結果についてどのような責任を負わなければならないのかといったことについて、自分のこととして考え、議論をして学ぶことが大切であること、このような取り組みを後押しするため、文部科学省としても、

授業の実践事例集を提供したり、いじめの具体的な事例等をもとに考え、議論できる書き込み式の教材を作成したりすることといったことを考えております。

文科省としても、この問題には全力で対応してまいりたいと思っておりますので、引き続き、池田先生におかれても、御提言いただければと思います。

## ② 主権者教育の意味・意義・目的と方向性について

○池田佳隆委員 大臣、ありがとうございます。是非、推し進めていただきたいと思います。

続いて、主権者教育の目的と方向性についてご質問させていただきます。

昨年六月の公職選挙法改正によって、投票年齢が七十年ぶりに引き下げられ、本年七月の参議院議員通常選挙から、「十八歳以上の国民が選挙権を持つことになりました。

我が党は、この問題についていち早く議論を行い、昨年七月、「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」を不

肖私が座長として取りまとめさせていただき、安倍内閣総理大臣に提出をいたしました。

そして、政府は昨年未までに、副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成、一年生から三年生の国公私立全国全ての高校生二百七十万人に配付、機動的な対応を行いました。選挙の意義や仕組み、模擬選挙や模擬議会といった実践的な教育活動などを盛り込んだこの副教材を活用して、各学校ではさまざまな取り組みが行われているところであります。

この教材を活用して主権者教育に取り組んだ第一期生である十八歳の若者の投票率は五一・二八%と、二十歳〜二十四歳の三三・二一%を大きく上回りました。このことは、政府・与党一体となった取り組みの成果であろうと思えます。

そういったことを前提にしつつ、我々政治家は、いま一度、「主権者教育」の原点に立ち返らなければならないのではないのでしょうか。

主権者教育には、狭い意味と広い意味の二つの意味があると思えます。

狭い意味での主権者教育は、子供たちが選挙の意義や投票権を行使するための知識を理解し、積極的に政治に参加しようとする意欲や態度を育む教育のことです。

この狭い意味での主権者教育については、今回の公職選挙法改正を契機とした迅速な対応を土台としながら、なお一層の充実が求められます。

他方、広い意味での主権者教育とは、日本人としての自覚と責任、品格を持つて生きていくこと、その生きざま自体を大人が子供たちにしっかりと伝えることにほかならないのではないのでしょうか。

この広い意味での主権者教育にとってまず大事なことは、大人として、子供たちに教えるべきことは必ず教え込むということにあります。大人は、善悪の判断などの道徳的価値、母語である日本語の豊かな語彙や言葉遣い、我が国の国柄、基本的な計算力などを子供たちにしっかり教え込むことに決してちゅうちょしてはならないと思えます。

また、主権者として、我が国を治めることの難しさから決して逃げることなく、考え抜

き、判断したり選択したりする自覚と責任を持たせることの重要性も言うまでもありません。権利や要望、要求を声高に主張するだけではなく、その実現のためにどのような隘路があるのかを調べ、それをどう乗り越えていくのかを考え抜き、他者を説得して一歩一歩前進しようと努力することこそが民主政治の基本であると考えます。

この広い意味での主権者教育は、選挙の意義や仕組みに関する学習などに限定されるものではありません。学校における全ての教科の学習を通じて、他人事ではなく自分事として、主権者として地域のあり方や我が国の未来についていかに責任を果たすかという問題意識を持つことが大切であります。

そして、このような主権者教育にかかわる教師には、人格や力量と同時に、指導に当たっては、教育基本法にも明示してありますように、政治的に公正公平であろうとする真摯な態度が強く求められます。また、教科の学習だけではなく、地域学校協働本部やチーム学校を推進したり、家庭教育を振興したりして、学校、家庭、地域の連携を深める必

要があると考えます。

そこで、文部科学省において、子供たちを主権者に育むための教育、すなわち主権者教育を牽引しておられる義家文部科学副大臣にお尋ねをしたいと思います。

幼児教育から高等教育、家庭教育や地域における教育も含めて、主権者教育を広い意味で捉え、主権者として逃げないで課題に取り組み、粘り強く考え抜くという知的な姿勢を育むために、政府、文部科学省がしっかりと覚悟を持ってかかわることこそが大事だと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

**○義家副大臣** まず、池田委員におかれましては、党内のこの主権者教育の議論において先頭となって取りまとめを行っていただいたこと、深く敬意と感謝を申し上げます。

選挙権年齢が十八歳に引き下げられたことによりまして、これまで以上に、国家、社会の形成者としての意識、そして、自身で課題を多面的、多角的に考え、自分なりの考えを主張する力を育むことが求められていることは明らかであります。

学校も家庭も、そして本人も意識の改革をしていかなければならないだろうなと思うのは、さまざまなヒアリングを行いましたがある車座トークのときに保護者がこうおっしゃっていました。主権者教育、そして政治教育と言いながら、児童会の選挙は、先生たちが会長を調整して、選挙が行われないじゃないですか。確かに、日本じゅうを見ると、選挙に出て、投票があつて、落ちると傷つくんじゃないかみたいな配慮の中で、本来立候補したいという人が、先生から説得されて立候補できないというようなことが往々にしてあるという保護者からの声もありました。

これもやはり、しっかりと訴えて、評価されたら喜ぶ、評価されなかったら、どこが評価されなかったのか、本人がしっかりと主体的に考える、これもまた非常に重要であろうと思いますし、また、高校生になつてから突然ではなく、幼児期から、自分のかかわるそれぞれの社会の中で、自分がどのように、思いを、そして責任を全うしていくのかということと導いていくことも重要であります。

具体的には、まずは高校で、社会参画に必

要な力を実践的に育む科目公共、仮称でございますが、設置等の検討を具体的にやっております。また、大学入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生啓発活動、子供が地域に主体的にかかわる地域行事などの機会、お客様ではなく主体者として参画する機会の確保や家庭教育支援等も行ってまいります。

また、文科省だけではなく、今後も本プロジェクトに基づいて総務省等とも連携して、総がかりで学校、地域、家庭で子供たちを育む体制をつくり上げてまいりたいと思っております。

**③ 子供たちが安心して学校で学ぶことができるようにする具体的方策について**

**○池田佳隆委員** ありがとうございます。是非、推し進めていただきたいと思います。このような教育改革を全力で推進するに当たって、どうしても乗り越えなければならぬ課題があります。

先日、横浜市で、前任校でも生徒にセクハ

ラをしていた教師が、現任校の生徒十四人に  
対するセクハラを理由に懲戒免職されたとい  
う報道がありました。あつてはならないこ  
とであります。

前任校で懲戒免職になっていたら、この十  
四人はセクハラ被害を免れたわけでありま  
す。子供たちが安心して学校で学ぶことがで  
きるように、子供たちの生命や身体は、学校  
が、そして教師が体を張ってでも守らなけれ  
ばなりません。教師が生徒に対してセクハラ  
をするなどということは万死に値する行為  
だと思います。

犯罪として処罰することよりも前に、一度  
でもわいせつ行為等をした教師を教壇に二  
度と立たせないようにすることは、教育を受  
ける権利を有する子供たちを守る政府、文部  
科学省の責任であるはずであります。

そこで、初等中等教育局長にお尋ねをいた  
します。

今回の横浜市の事例において、なぜ、前任  
校におけるセクハラ行為を理由に教壇に二  
度と立たせないような処置ができなかった  
のでしょうか。また、生徒にセクハラ行為を

していた事実がありながら、不適格教員とし  
て認定されず、教壇から離れることもなく、  
なぜ別の学校に転任できたのでしょうか。今  
回の事例を教訓として、これらのわいせつ教  
師が二度と教壇に立てないような仕組みの  
検討を行うべきだと考えますが、お考えを具  
体的にお聞かせ願いたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の事案につきましては、横浜市の  
教諭が、顧問をしています運動部の女子生徒  
に対してセクハラ行為や体罰等を行ったた  
め、平成二十八年十月二十日付で懲戒免職と  
された事案であるかと存じております。

この教諭につきましては、委員御指摘のと  
おり、前任校においても体罰行為を行ってい  
たにもかかわらず、当時の校長からの注意や  
指導にとどまっておりました、校長から懲戒  
処分権者である横浜市教育委員会への報告  
がなされておらず、その結果、問題が発覚し  
なかったといった経緯がございます。

文部科学省といたしましては、当時の校長  
が横浜市教育委員会に報告を本来すべきで

あったにもかかわらず、しなかった点につい  
ては、極めて問題があったと受けとめている  
ところでございます。

仮にその報告があったとすれば、児童生徒  
へのわいせつ行為に対する懲戒処分の基準  
を踏まえますと、横浜市教育委員会によつて、  
当該教員は、前任校の段階で懲戒免職処分を  
受けていたと考えられます。その場合、教育  
職員免許法第十条におきまして、その教員の  
免許は失効するということになっているわ  
けでございます。そういう意味で、二度と  
教壇に立たないというような形の結果がで  
きていたはずなんです。それができていな  
かったということでございます。

文部科学省といたしましては、教員のわい  
せつ行為等につきましては、厳正な懲戒処分  
を行うように各教育委員会に指導をしてお  
りまして、各教育委員会においては、厳正に  
対応していただきたいと考えております。

また、各教育委員会におきましては、わい  
せつ行為等の事案が発生した場合には、校長  
が学校の中でのみ対処するのではなく、教育  
委員会に確実に報告をするように、管理職へ



の指導を徹底してまいりたいと考えております。

#### ④ 給付型奨学金制度が議論される中 … 大学教育の「成果の見える化」について

○池田佳隆委員 ありがとうございます。指導だけでは解決できない問題でもあるかと思えますので、これからじっくりと、早急に検討を進めていただきたいと思います。続きまして、大学教育の「成果の見える化」についてお尋ねをしたいと思います。

現在、与党において給付型奨学金の議論が進んでいるところであります。大事なことは、給付型奨学金が福祉ではなく教育振興のためのお金であって、やる気のある学生の頑張りを支援し、その学生がどんどん伸びて日本社会に貢献することによって、その奨学金が「生き金」になることであると考えます。このような観点から、我が国において欠けているのは、大学教育の「成果の見える化」ではないかと思えます。

昔から、大学で重要なのは受験の際の学力

であって、その後の大学教育には余り意味がないなどと言われてきました。しかし、これといった国民は誰も思っていないと思います。今回、大学入学希望者学力評価テストや高等学校基礎学力テストが検討されており、それによって、高校教育の質的充実が期待されているわけであります。

このように、高校教育が改善されれば、さらに強く求められるのは、大学教育の質、大学に入ってから卒業するまでに学生をどこまで伸ばしたかであります。骨太な教養や高い専門性、技術力といった大学教育の「成果の見える化」を進める必要があると考えます。学生に力をつけた大学を支援し、頑張った学生を応援することによって、血税による公財政投資が「生き金」になる仕組みが今こそ求められております。そこで、高等教育局長にお尋ねをいたします。

大学教育の「成果の見える化」することについては、国内外の大学でさまざまな取り組みが行われているとお聞きしております。我が国の大学についても、いよいよその教育

「成果の見える化」に取り組み、偏差値ではなく、学生を伸ばした大学が評価され、支援されるような仕組みを構築する必要があると思えますが、具体的なお考えをお聞かせ願えればと思えます。

○常盤政府参考人 お答えを申し上げます。我が国の大学教育につきましては、専門分化し過ぎている、あるいはその成果も見えにくいという指摘がございます。

このため、全学的、組織的な教育として充実をすること、教育の成果を、先生御指摘のとおり見える化して、社会に対してわかりやすく示していく、このことが重要課題であると認識をしております。

文部科学省におきましては、ことしの三月でございますが、関係の省令を改正いたしまして、各大学が組織的に教育の質向上を図るよう、卒業認定、教育課程編成などに関する方針の策定、公表ということを求めますとともに、その参考となるガイドラインの提供を行ったところでございます。

ガイドラインにおきましては、これらの方

針を起点として、いわゆるPDCAサイクルを回すことで学生の学習成果を向上させること、その際、学生が何を身につけたのかという観点を重視して学生の学習成果の把握、評価を行うことなどを求めています。

これらのことを受けまして、各大学では、これらの方針の策定、公表作業を進めているところですが、好事例といたしましては、例えば全学統一的な考え方のもとで、全ての授業科目について学生に求める到達水準を成績評価基準として作成して、電子シラバスで学内に示していくというような取り組みであるとか、あるいは、卒業に至る教育課程の体系を全学的に共有するための履修系統図の作成、活用ということなど、教育成果の見える化と質向上に向けた取り組みが進められているところがございます。こうした、個別大学ではいろいろ工夫をされていたいておりますが、これを広く押し進めていくために、認証評価制度の改善、あるいは基盤的経費の配分方法の改善、こうしたことを通じまして、全学的、組織的に教育の質向上に取り組む大学への支援を進めてま

いりたいと考えてございます。

### ⑤ 「主体的・対話的」で深い学び…アクティブ・ラーニングの本来の意味について

○池田佳隆委員 ありがとうございます。

現在、十年に一度の学習指導要領改訂についての議論が進められているところであります。かつて、「ゆとり教育」の中で、教師は指導者ではなく支援者だから、教え込みはいけないといった議論が横行し、それを扇動した文部科学省の官僚もおりました。「ゆとり教育」は、知識を機械的に一方的に覚えさせる「詰め込み教育」の改善策として打ち出されたものでありましたが、知識を教えることは教育にとって必要不可欠であって、知識なくして、生きる力も英知も知恵も育むことはできません。

そんな中で、今、重視されてきたのがアクティブラーニング。日本語でいえば、「主体的、対話的で深い学び」。このような教育を目指すこと自体は、主権者として我が国を治めることの難しさから逃げずに、考え抜き、

判断したり選択したりする自覚と責任を持たせる観点からも、大変重要な教育だとは思いますが、しかし、ともすれば、学校現場では、議論や対話、プレゼンテーションをさせればよいという「教育スタイル」「型」「ポーズ」の話になってしまっているのではないかと心配をしております。

子供たちの議論やプレゼンを大事にしましょう、教師はそれを支援するにとどめ、口を挟まずに見守りましょうなどと言っているのは、また、かつて大失敗したあの「ゆとり教育」の二の舞になりかねないとの底から危惧をしているところであります。

しかし、今回の議論はそんなことではないと考えます。新しい教育方法や教育スタイルを導入しなければなどと浮き足立つ必要などは全くないと言っていると思います。

そこで、初等中等教育局長にお尋ねをいたします。

この「主体的、対話的」で深い学び、アクティブラーニングは、義務教育、特に小学校では新しい指導方法を導入しなければなら

ないと浮き足立つことは全くなく、目の前の子供たちに必要な学びは何かを見きわめ、語彙の定着、知識の習得、「何のための学びか」を実感できる授業といった、いわば「当たり前」のことにしっかりと取り組むことこそが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、次期学習指導要領に向けて議論されております主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングにつきましても、特に小学校段階では、その後の学力差に大きく影響すると言われております語彙の定着や、生きて働く知識の習得など、いわば当たり前のことにしっかりと取り組むことが重要であると考えております。

義務教育段階におきましては、従来から、学習活動にばかり目を向けると、活動あつて学びなしに陥るとの指摘がなされてきております。学校の教員におかれましては、新しい指導方法だと浮き足立つことなく、委員御指摘のとおり、教えるべきことはきちんと教えるということも含めて、目の前の子供たち

に力をつけるために必要な学びの実現に向けて、これまでの蓄積を生かしながら、創意工夫を重ねていただきたいと考えております。

## ⑥ 理念ある教育行政の確立についての文部科学大臣のご決意について

○池田佳隆委員 本日、いろいろ議論してまいりましたが、これらを通底する理念についてお尋ねをしたいと思います。

「ゆとり教育」は大失敗でありました。その目的は、知識の詰め込みを減らし、その分、考える力を伸ばそうとしたことであつたのでしょうか、結果的に、成果は出ず、むしろ観察力、洞察力が低下をしてしまいました。勉強がわからない子供たちが苦しんでいるから、全体の学習量を減らし、「全員が百点をとれる学校にする」。

まことに短絡的で理念のない教育行政と言わざるを得ません。

大事なことは、必要な知識の量をしっかりと確保しつつ、受験にかわる学習のモチベーションを文部科学省や社会、大人がしっかりと

提供することであつたはずですが。

また、例えば、義務教育において、親たちの所得格差、地域の経済格差などによつて、教育の機会平等、質的平等が損なわれてはなりません。全ての子供に必要な教育水準を維持することは、本来、国の責任のほうです。その責任や理念が曖昧になっているのではないのでしょうか。

文部科学省は、我が国の教育行政に対して、この国の将来や世界の平和を担っていく子供たちを国家を挙げてつくり上げていくのだ、育て上げていくのだという本気の覚悟を持って取り組むべきであります。

教育への投資は、我が国と世界の平和のための最も尊い投資だと考えます。財源がないから教育への予算を減らすというのは、国としてあつてはならないことだと考えます。そこで、松野文部科学大臣にお尋ねをいたします。

初等中等教育から高等教育に至るまで、我が国を支え、世界平和に寄与し得る「ひと」をつくり上げることが教育だという理念と覚悟、それを実現する明確な戦略を積極的に



発信し、社会全体で教育へ投資をしっかりと行おうとする大きな流れをつくっていくことこそが何より大切だと思いますが、大臣の御決意をぜひお伺いしたいと思えます。

○**松野国務大臣** 我が国が持続的に成長、発展するとともに、国際社会の平和と発展に寄与するためには、教育が重要であります。そのため、教育投資を未来への先行投資として充実させていくことが必要です。

昨年七月に取りまとめられた教育再生実行会議第八次提言においては、教育投資の充実に必要な財源確保のために、広く国民の間で教育投資の効果や必要性について認識が共有されていることが不可欠とされています。

本提言を踏まえ、現在、中央教育審議会において、第二期教育振興基本計画の策定に向けた審議の中で、教育投資は未来への先行投資であることについて広く国民の間で理解の醸成を図るための方策を御議論いただいているところであり、こうした議論も踏まえ

ながら、財源を確保しつつ、教育投資の充実に努めてまいります。

○**池田佳隆委員** 最後に一言だけ申し上げて、質問を締めくくりたいと思えます。

国立大学の施設について、今後の大きな課題は、昭和四十年代から五十年代にかけて整備された膨大な施設の老朽化対策であります。

日本の国益に資する各大学の機能強化に対応した良質な教育研究環境とするために、我が地元である名古屋大学を筆頭に、国立大学施設の老朽化対策を強力に推し進める必要があると最後に強く強く訴えさせていただきます、本日の質問を閉じさせていただきますと思えます。

ありがとうございました。